

課税所得増額分に対する課税比率、減価償却等で課税所得減額した際の節税効果をご存知ですか？

青色申告個人のケースです。



課税所得	左記①～④それぞれのレンジ内の課税所得増減額に対する課税比率
① 330～695万円	① 30% (30.420%)
② 695～900万円	② 33% (33.483%)
③ 900～1,800万円	③ 44% (43.693%)
④ 1,800～4,000万円	④ 51% (50.840%)

上記①～④それぞれのレンジ内で課税所得が変化する際、その**課税所得増減額に対して上記課税比率分の税金(所得税・住民税)が増減**します。

例えば、課税所得が1,000万円から100万円UPしても、100万円のうち44%の44万円は税金(所得税・住民税)でとられ、手元に残るのは56万円のみ。逆に課税所得を1,100万円から減価償却費などで100万円減らせれば、元々払う予定だった44万円税金を支払わずに済むこととなります。

設備投資を行うと、耐用年数で全額減価償却するため、その「設備投資金額」に対して上記①～④の課税比率をかけた税金を将来的に払わずに済む節税効果が生まれます。

上記レンジを跨いで課税所得が変化する際は、その限りではありませんが、裏面のように節税額概算をさせて頂くことも可能です。税金(所得税・住民税)の全体概要も理解した上で、計画的な投資・節税・貯蓄のバランスを考えられてみては如何でしょうか。

*他条件は変わらない前提での所得税・住民税概算用ですので、詳しくは税理士等へご確認ください。

CT/パノラレントゲンをご購入された際の節税額 どのくらいになるかご存知ですか？

青色申告個人 所得税・住民税 概算表

課税所得	税率	控除額	所得税*	所得税率*	住民税率	所得税+住民税率	支払税金総額 (所得税+住民税)	税引後所得
3,000,000	10%	97,500	206,753	6.9%	10%	16.9%	506,753	2,493,248
4,000,000	20%	427,500	380,323	9.5%	10%	19.5%	780,323	3,219,678
5,000,000	20%	427,500	584,523	11.7%	10%	21.7%	1,084,523	3,915,478
6,000,000	20%	427,500	788,723	13.1%	10%	23.1%	1,388,723	4,611,278
7,000,000	23%	636,000	994,454	14.2%	10%	24.2%	1,694,454	5,305,546
8,000,000	23%	636,000	1,229,284	15.4%	10%	25.4%	2,029,284	5,970,716
9,000,000	23%	636,000	1,464,114	16.3%	10%	26.3%	2,364,114	6,635,886
10,000,000	33%	1,536,000	1,801,044	18.0%	10%	28.0%	2,801,044	7,198,956
11,000,000	33%	1,536,000	2,137,974	19.4%	10%	29.4%	3,237,974	7,762,026
12,000,000	33%	1,536,000	2,474,904	20.6%	10%	30.6%	3,674,904	8,325,096
13,000,000	33%	1,536,000	2,811,834	21.6%	10%	31.6%	4,111,834	8,888,166
14,000,000	33%	1,536,000	3,148,764	22.5%	10%	32.5%	4,548,764	9,451,236
15,000,000	33%	1,536,000	3,485,694	23.2%	10%	33.2%	4,985,694	10,014,306
20,000,000	40%	2,796,000	5,313,284	26.6%	10%	36.6%	7,313,284	12,686,716
30,000,000	40%	2,796,000	9,397,284	31.3%	10%	41.3%	12,397,284	17,602,716

中長期で計画的な節税を図りながら、現在/将来の医院様へ必要な投資を行いませんか？



* 所得税には復興特別所得税(基準所得税額×2.1%:平成49年迄)を含んでおります。

12,000,000 円のCT/パノラマを購入された場合(定額法:6年償却) 年間減価償却額 2,000,000

元課税所得	購入後(減価償却後)課税所得	元所得税	元所得税+住民税(A)	購入後所得税	購入後所得税+住民税(B)	年間節税額(A-B)	6年節税額(A-B)×6	購入額に対する節税額の割合
5,000,000	3,000,000	584,523	1,084,523	206,753	506,753	577,770	3,466,620	29%
10,000,000	8,000,000	1,801,044	2,801,044	1,229,284	2,029,284	771,760	4,630,560	39%
15,000,000	13,000,000	3,485,694	4,985,694	2,811,834	4,111,834	873,860	5,243,160	44%
20,000,000	18,000,000	5,313,284	7,313,284	4,496,484	6,296,484	1,016,800	6,100,800	51%



★★CTやパノラレントゲンをご購入された際の節税効果はどの位あるかご存知ですか？★★

CTやパノラマを購入すると、法定耐用年数(6年)で減価償却しますが、その減価償却費は必要経費で落とせるため、その分課税所得が減ることにより節税効果を生み出します。減価償却による必要経費を利用して、うまく節税もしながら、将来の医院様活性化のための投資を行っては如何でしょうか。医院様がより良い環境で、より良い診療を行えるようになることを願っております。

* 上記表は平成27年度4月1日現在法令等(国税庁HP:No.2260所得税の税率)を元に所得税、住民税を算定(H27以降)。他条件が変わらない前提の所得税・住民税概算用ですので、詳しくは税理士等へご確認ください。

人々の笑顔、健康に寄与することを目指して！

